

第36回岡山市都市計画審議会議事録

平成29年8月4日（金）開催

～ ～ ～ （ 開 会 ） ～ ～ ～

午後2時01分

○事務局

【挨拶】

○会長

【定数確認】

【会議の公開の決定】

○会長

【署名委員指名】

～ ～ ～ （ 議事進行 ） ～ ～ ～

【第1号議案】

○都市計画課 それでは、岡山県南広域都市計画火葬場の変更について説明いたします。

資料は、お手元の資料のうち、右肩に「説明資料」と記載しております、A3の資料で説明させていただきます。

今回は、平成24年頃から事業担当部署において進めてまいりました、新斎場の整備について、本年の2月に岡山市新斎場整備事業基本構想がまとまったことを受け、建築基準法の規定により、必要とされている都市計画決定の手続を行うものです。

まずは、この基本構想を簡単に説明させていただき、本日の決定事項の説明に移っていきたいと思います。

それでは、資料が前後して申し訳ございませんが、12ページをお開きください。

岡山市新斎場整備事業基本構想から抜粋したものを添付しております。

資料の13ページをお開きください。

現在の斎場の利用状況を図でお示ししております。

赤色の線で囲まれた区域が、岡山市の市域です。本市では、東山と西大寺の2斎場がありますが、両施設とも老朽化が進行している状況です。また、近年の市町村合併により市域が広がっており、北西部の方は近隣の吉備中央町や総社市の斎場をご利用されている方が多く、また南側の旧灘崎町の方は玉野市斎場をご利用される方が多い状況です。

東山斎場は、現在既存の火葬炉を稼働させながら再整備事業を行っており、人体火葬炉は20基から14基に減少します。西大寺斎場は、人体火葬炉が3基ありますが、敷地が狭いことや進入路が民家の間を通っていることなどから建て替えが困難な状況で、現在瀬戸内市新火葬場の利用について協議を行っている状況です。

また、右側に岡山市の火葬件数と将来人口推計のグラフをお示ししております。平成27年度で約7,000件の火葬となっており、毎年増加している状況です。また、人口は平成32年をピークに減少することが見込まれておりますが、65歳以上人口は増加傾向が続いていく見込みです。

また、14ページのほうにお示ししておりますが、平成52年が死亡者数のピークとなり、その後も急激な減少はない見込みとなっております。このような状況を勘案し、「3 新斎場の位置図」で記載しておりますように、新斎場を市北西部に配置することとしております。

具体的な位置ですが、「4 新斎場候補地の選定」にお示ししております、4つの条件をもとに選定を行い、新斎場候補地として検討することに一定の理解が得られた「富吉地区廃棄物最終処分場跡地の土地」を平成26年3月に取得しております。

また、「5 新斎場候補地の安全について」に記載しております、平成26年から平成27年度にかけて跡地利用調査や環境影響調査を行い、候補地に建築物の建築が可能であることや環境基準等と整合が得られることも確認しております。

また、「6 新斎場の整備について」というところで、斎場の施設構成を記載しております。

資料の15ページをご覧ください。

右側に年間火葬件数の見込みと必要火葬炉数、新斎場の必要炉数を記載しております。

平成52年には約1万件の年間火葬件数が見込まれており、東山斎場と西大寺斎場の火葬能力から、新斎場の必要火葬炉数は人体火葬炉12基となり、これに胞衣炉1基、動物炉1基を加えた14基で今回計画をしております。

資料の16ページには、建築床面積や駐車台数、敷地面積等の規模設定、進入路の計画をお示ししております。

資料の17ページは、土地利用計画、動線計画について記載してございます。

続きまして、資料の18ページのほうには火葬炉、環境目標、それから資料の19ページには事業手法、事業費、運営、続きまして20ページのほうにはスケジュール、それから関連

整備、環境負荷低減への取り組みについて記載しております。

それから、21ページ、こちらのほうには施設配置想定図、これを添付しております。

ここまでが基本構想の概要となります。

それでは、本日の主題であります都市計画についての説明に移らせていただきます。

また前後いたしますけども、資料の1ページをお開きください。

左側に計画書を掲載しています。これが都市計画に定める事項です。今回の変更は、本市で3番目の都市計画火葬場として岡山北斎場を追加するものです。決定内容といたしましては、都市施設の種類（火葬場）のほか、4項目ございます。

1つ目、名称、番号3、火葬場名、岡山北斎場。2つ目、位置、岡山市北区富吉。3つ目、面積、約2万7,700㎡。4つ目、区域、資料3ページに記載しておりますが、後で説明させていただきます。

都市計画決定項目は以上です。

続いて、1ページ、右側をご覧ください。

都市計画火葬場の変更理由でございますが、先ほど説明しましたように、本市では現在東山斎場と西大寺斎場で年間約7,000件の火葬に対応しています。今後は火葬需要の増加が想定されており、これに対応した火葬施設が必要な状況となっております。このため、岡山市では、現在建て替え事業中の東山斎場、市の北西部に新たに建設する新斎場、そして将来に向けては西大寺斎場にかわる施設として協議中の瀬戸内市内における新火葬場の3斎場体制を検討することとしています。

今回の変更は、火葬場の位置的なバランスを考慮して適切に配置するとともに、増加する火葬需要に対し、適切な処理能力を備えることで、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を形成するため、新たな都市計画火葬場を北区富吉に追加して決定するものです。

次に、手続の流れでございますが、平成29年2月17日に市議会の建設委員会での説明の後、4月11日から24日までの計画原案の縦覧を行いました。縦覧期間中に公述申立書等の提出がありましたので、5月23日に公聴会を開催してございます。公聴会での意見及び市の見解につきましては、後ほど説明いたします。この後、7月5日から19日まで計画案の縦覧を行っております。計画案に対しましても、2件の意見書の提出がありましたので、後ほどご説明いたします。本日の都市計画審議会でご審議いただいた後は、県知事協議を経て、都市計画決定を行う予定としております。

資料の2ページをご覧ください。

岡山市の斎場の位置図です。

図の左上に赤字で表示した箇所が、今回追加しようとする岡山北斎場です。

資料の3ページをご覧ください。

こちらが都市計画火葬場の計画図です。

岡山北斎場として都市計画決定する区域は、赤色で着色した箇所です。面積が約2万7,700㎡です。区域と面積については、先ほどご説明したとおり、将来の火葬件数などから火葬場として必要な施設の内容や規模を検討し、敷地条件等を考慮して設定しております。

以上が都市計画決定の内容であり、本日はこれについてご審議いただきたいと存じます。

資料の4ページからは、参考資料を添付しております。

4ページには、参考図といたしまして、施設配置の想定図を添付しております。

赤い線で囲まれた範囲が、都市計画決定をする区域になります。都市計画決定する岡山北斎場の敷地は、地形が2段になっております。図の中央から左側に火葬部門、待合部門、管理部門や業務用の駐車場などを設け、また図の中央から右側に告別部門及び来場者の駐車場を設ける想定となっております。また、来場者の安全を考慮し、主要地方道岡山賀陽線、吉備新線と申しますが、そちらからの出入りは、いずれの方向からも左折で出入りできる計画とし、立体交差による進入路を設ける計画としております。

なお、参考図にあります施設の配置や形状等は、現段階での想定でありまして、今後詳細を詰めていく中で変更が生じます。

資料の5ページをご覧ください。

こちらには現地写真を添付しております。写真の上段と中段が岡山北斎場の施設を整備する範囲です。また、写真の中に立体交差の概ねの位置等も明示しております。

資料の6ページのほうをご覧ください。

平成29年5月23日に開催いたしました公聴会の記録及び見解書の要旨を添付しております。

公聴会では、4名の方からの公述と傍聴人2名の方からご発言いただいております。また、別途意見書を16名の方からご提出いただいております。

資料の7ページをご覧ください。

意見の要旨と市の見解をまとめております。公述や意見書で多数のご意見をいただきま

したので、同じようなご意見は項目ごとに整理し、表の左側に意見の要旨、右側に市の見解を記載しております。この資料は、委員さん事前にお配りしておりますので、概要の説明とさせていただきます。

まず、都市計画に関するご意見として、「1 火葬場の必要性について」ですが、①で新たな火葬場が必要なかのご意見に対し、先ほどご説明した死亡者数の見通しや現在の斎場の炉数などから必要であること、また②で首都圏では火葬炉が少ないがとのご意見に対し、首都圏では1週間あるいは2週間、火葬を待つような状況であり、岡山市では現実的ではないということをご説明しております。

次に、「2 火葬場の位置について」ですが、①で位置がふさわしくないのではとのご意見に対し、選定条件など選定の経過をご説明しております。また、②通学路の安全、③イメージダウンに対して、それぞれ見解をご説明しております。また、④の条例違反ではないかのご指摘ですが、都市計画事業として進めるため、条例の対象とはならないことをご説明しております。

ここで、事前に配付させていただいた資料記載の法律名に誤字がございましたので、お詫び申し上げます。7ページ右下、④のところの市の見解の部分ですが、「墓地、埋設等に関する法律」となっておりますが、正しくは「墓地、埋葬等に関する法律」でございます。「埋設」を「埋葬」というふうに訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

次に、「3 火葬場の区域について」ですが、①の市が購入した土地と都市計画決定する区域が異なることについてのご指摘ですが、当該地は廃棄物処理施設として一体的に埋設されており、一体的に管理する必要がある土地として購入しておりますが、火葬場として都市計画決定すると火葬場以外の施設の設置ができなくなることから、下段部分などは除き、火葬場、駐車場、進入路の区域に限定していることをご説明しております。

次に、「4 火葬施設による環境への影響について」ですが、①火葬炉からの排気ガスについては、環境基準等と整合が図られること、定期観測を行い、基準値を超える場合は運転を停止すること、結果はホームページなどで公表すること。また、②排水については、下水への排水を計画していることなどをご説明しております。

次に、「5 産業廃棄物最終処分場跡地での建築行為について」ですが、①処分場跡地の安全性、②調査方法、③埋設物、④盛土の安全性、⑤メタンガス、⑥放流水、⑦施工方法などについてご意見をいただいております。これに対して、平成26年度から平成27年度

に「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づき、適正な調査を実施しており、処分場跡地は安定している状態であること、建築物の建築が可能であると判断していること、また形質変更時にはモニタリング調査を行いながら施工し、必要に応じて措置、対策を講じることなどを説明しております。

なお、ボーリング調査の組成分析では、99%が瓦れき類、残土、岩砕であり、1%未満の量で合成樹脂片、金属片、木片が散見されますが、違法に埋め立てられたものではないと判断しております。

次に10ページ、こちらからは事業に関するご意見をまとめております。

「6 新斎場候補地決定の経緯について」においては、平成24年から進めてきた決定の経緯がおかしいのではないか、また11ページには、「7 市の対応について」のところで、これまでの市の対応がおかしいのではないかのご意見をいただいております、それに対し、その時々への対応状況や市の考えについてご説明しております。

最後に、「8 その他のご意見について」まとめております。

都市計画とは直接関わりというものはございませんが、①土地の購入価格が高すぎるとのご意見をいただいております。これについては、市の規定に基づき鑑定評価を行うなど、適正な手順、価格で購入していることをご説明しております。

なお、この件に関して一部の住民の方に提訴されておりましたが、第一審の判決では棄却ということで市の主張が認められております。現在判決に不服ということで、控訴されている状況です。

それでは、本日追加で配付しております、A3の「都市計画案に対する意見書の見解」、こちらのほうをご覧ください。本日追加でお配りしたほうです。

こちらについては、平成29年7月5日から19日に縦覧を行った計画案に対しまして、縦覧期間中に提出された2件の意見書と市の見解をまとめたものです。

公聴会でのご意見と同じ内容もございましたので、異なる部分についてご説明いたします。

意見書1、左側中段あたりですが、近隣住民への最低限の配慮として、①生活道路への進入禁止、②建物が見えないように、③煙突高や燃料など、被害の少ない選択をとのご意見です。市の見解といたしましては、①アクセス道路について各葬祭業者に周知をさせていただくこと、②景観、デザイン等を周辺環境に調和したものとし、また見え方にも配慮すること、③環境影響調査では環境基準等と整合が図られるとの評価をされていること、

燃料は環境に優しい都市ガスの採用を考えていること、またバグフィルターや触媒装置を設置するなど、環境保全に有効な技術を導入することをご説明しております。

また、意見書2のほうでは、2つ目の項目で、都市計画審議会で意見を述べたいとのご意見ですが、都市計画の手続で住民の方は都市計画法第16条に基づく公聴会、同法第17条に基づく意見書の提出が可能となっており、市の見解も含め、都市計画審議会へ報告させていただくため、住民の方の再度の意見陳述は行っていないことをご説明しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ご審議をお願いしたいと思います。ご意見のある方は、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。どなたかございますか。はい。

○委員 すみません。3ページの計画図についてでありますけど、県道のほうから、主要地方道岡山賀陽線から入るルートのうちで、これのもっと詳細な、4ページ、道路から入りまして単心円でぐるっと回っております。この緩和曲線を入れた、土木で言いますと三心円の、要するに緩やかにずっと回っていくアールに取り組んでいただくように意見としてお願いしたいと思います。

○都市計画課 会長。

○会長 それじゃあ、事務局、お願いします。

○都市計画課 ご指摘のようにカーブ、今回、回転半径20mということで計画しておりますが、そうなりますと曲線部の拡幅が1.75mということになります。ですから、カーブ部分では4.75mの車線ということになります。その際に今委員ご指摘の三心円、こういうもので据りつけをするということになると思います。実際には、車両軌跡図も作成して、この範囲の中でしっかりおさまるということの確認をしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 すみません。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 すみません。その場合、都市計画決定で面積が約ということで表示しておりますけど、こちらの図面の西側ですか、据りつけの道路の部分、これはまだラフに動いても、都市計画決定には影響しないというふうに理解しとけばいいんですか。

○会長 はい、事務局、お願いします。

○都市計画課 はい。この区域の中で路面、表面はおさまるということで、この区域の中で処理させていただきます。

○会長 はい。よろしいですか。

○委員 もう一点お願いします。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 すみません。もう一点、これ、事前のレクのときにはお伝えできてなかったんですけど、1ページの「本市の火葬場の位置的なバランスを考慮して適切に配置する」という記載の中で、13ページ、14ページに現在の火葬場、特に西大寺斎場の位置の記載がありますが、これはもう瀬戸内市で場所の決定、もうほぼなされたというふうに伺っておりますので、そこらの資料も、口頭で結構ですから、説明いただけたらというふうに思います。

○市民生活局 会長。

○会長 はい、事務局、お願いします。

○市民生活局 瀬戸内市の新火葬場の件でのご質問ですが、現在瀬戸内市のいわゆる岡山市の生活安全課のような組織と協議はさせていただいております。その中で、ブルーラインの沿道で今地権者と協議を始めたというような状況、それから地元の自治組織である敷井地区といいます、虫明の辺の地区があるんですけど、その地区組織と説明が終わり、概ねの了解は得られておるといようなことで、瀬戸内市のほうからはご報告をいただいております。将来に向けては、この火葬場の利用も含めた中で、岡山市にメリットがあるかどうかということも含めて、これから本格的な協議を始めていくようなことで、さきの7月に協議会の規約のようなものをこしらえまして、瀬戸内市と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員 はい。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 最後にもう一点、「墓地、埋葬等に関する法律」の中でですが、岡山市は過去に墓地の設置の基準について国県道から200m以上隔離することと、離すことということを提示、決定しております。今回は火葬場が国県道、すなわち県道から0m、接するという形になりますので、今後は墓地の設置の基準についての見直しも早急に対応をとっていただくようにと思いますので、それについてのご所見を聞かせていただきたいと思います。都計審と

はちょっと離れますけど。

○会長 はい、事務局、お願いします。

○市民生活局 条例の改正についてのご提案をいただきましたが、この件については、ここでお答えするようなことができませんので、さまざまな方面でご意見を伺いながら鋭意検討はしたいとは思いますが、改正というようなことには、ここでは回答を差し控えさせていただきます。

○会長 どうぞ。

○委員 都計審の場なんで、回答についてはやぶさかじゃないんですが、都市計画決定をこの火葬場としてするという事について、整合性という観点から傾注していただきたいというふうに意見として申し述べておきます。

以上です。回答は結構ですから。

○会長 はい、ありがとうございました。

ほかにご意見いかがでしょうか。はい。

○委員 失礼します。この富吉での新斎場の件につきましては、5年前にお話が上がってからですね、議会でも非常にたくさんの議論をなされましたし、市のほうも地元にも、全戸訪問も含めて、たくさん入っていただいたりしていただいている案件です。いまだにたくさんの方が納得されていないんだなということを、今回この公聴会の意見書を見て改めて感じているところです。会長、私自身もお伺いしたいことがたくさんありますので、順次お伺いさせていただければと思います。

○会長 はい。

○委員 まず、公聴会でたくさん意見をいただきましたけれども、今回計画は一切変更していないということですね。

○会長 はい、事務局、お願いします。

○都市計画課 はい、そのとおりでございます。

○委員 私も3年目になりますけれども、たくさんの意見、これほどいただいたことはなかったかなとは思いますが、今回都市計画決定をしてしまいますと半永久的にこの場所に斎場が設置されてしまうということになるかとは思いますが、今後安全面などで不安がたくさんあるわけですけれども、何か事故などがあった場合には、また都市計画決定を変更するというようなことはあり得るということですか。場所が変わるということはゼロではないということでしょうか。不安はたくさん出ているんですけれども、今後工事の途中

に、例えば事故があったとか、裁判をされているということですが、裁判の結果によって
はとか、そういう意味です。

○市民生活局 会長。

○会長 はい、事務局、お願いします。

○市民生活局 これから事業を進める中で、状況に変化があったときに都市計画はどうなるかというよう
なご質問であると思うのですが、今の都市計画の決定については、手続をしない限り、
変わっていくようなことにはならないと考えます。その中で、何かの状況の変化が生じて
対策が必要な事項が生じた場合は、原因を究明した上で適切な対応を図り、事業を進めて
いくことを考えております。

以上でございます。

○会長 はい、どうぞ、お願いします。

○委員 たくさん意見をいただいたけど、事業は着々と進んでいくんだなという感じを受け
ております。先ほど出ましたけれども、岡山市はもともと墓地とか埋葬に関わる条例を持
っていて、県道から200m離しましょうという条項が入っていたんだけど、こちらの斎場
については都市計画で決定をするので、その条例は当てはまりませんという説明が何
度も出てきております。お伺いしたいのは、その条例を、じゃあ何でつくったのかとい
うことをお伺いしたいんですけど。

○市民生活局 会長。

○会長 はい、事務局、お願いします。

○市民生活局 条例に関しましては、仮に火葬場の話で限定させていただきます。火葬場
を整備する場合、墓地、埋葬に関する法律第10条に基づきまして、県知事の許可を得な
ければならない。この県知事の許可につきましては、現在岡山市が保健所政令市となっ
ておりますので、市長の許可になります。火葬場を整備する場合は、この10条による
市長の許可を受ける場合と都市計画で事業を進める場合と2通りございます。その中
で、今回岡山市は都市計画事業を進めるということで、第10条の許可の対象ではありませ
ん。

その中で、第10条、岡山市長が許可を与えるに際して、基準的なものが何もございませ
ん。その許可に際しての基準を定めたものが岡山市の墓地に関する条例ということになり
まして、この中で許可をするに際して市長が基準として定めているものが国県道から火
葬場の場合は200mというものを定めております。

これにつきましては、許可の対象となり得るものが、岡山市の場合、宗教法人しかござ

いません。もう一点、許可が与えられるとすれば、地方公共団体という記述があるんですが、都市計画の事業によらない墓地の造成なんかにつきましては、市長が市長に許可を出すことがあるんですが、火葬場のこのケースは周辺への影響が大きいということでありまして、主に自治体が運営する火葬場については、都市計画でいろんな公益的なご意見を伺う中で進めていくというような方針を出しておりますので、今回は条例の対象ではありませんので、国県道から200mというような基準の適用は考えておりません。

以上でございます。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 その説明が納得がいかないわけなんです、個人的にも。市長が許可をおろすのに国道等から200m以上離れていることとすると書いてあって、ただし次の項に該当するときはこの限りでないというのが、建て替えの場合か宗教的感情に適合する特別な理由があると市長が認めるときの2つだけです、例外は。それは市が火葬場をつくるときにつくった自らのルールだと思います。市が今回斎場をつくるときに候補地を幾つか探したということも知っていますが、その中で最も考えなければいけないのが自らつくったルールではないのかなと思うんですけど、そこについての説明がわからないんですよ。

○市民生活局 今回の事業に関しましては、都市計画事業で進めていくということでございますので、さっき申しました宗教的感情に照らし合わせて特段市長が認めるというようなことのただし書き的な適用もございしますが、最終的には都市計画事業で進めるということで、広く皆様の意見を聞きながら都市施設としての位置づけが適正であるということとを判断した上で、事業を進めることを考えております。

以上でございます。

○委員 すみません。余り回答になってないんですが、都市計画事業で進めるものというのは、じゃあ具体的に何でしょうか。この条例にのっとってつくった火葬場も都市計画決定が必要なのではないのでしょうか。

○委員 委員長、都計審の趣旨と違う論議になってるので、整理してください。

○委員 これは今回条例ではなくて都市計画決定で決めようとしている、まさに今日この都市計画の審議会で決めようとしているということについて、ここで決まってしまうと、もう条例関係ないですよということを言われて、ずっと5年間来たんですけども、まさに今日がその日になってしまうわけです。このことについての納得がいく回答をいまだに得られていないので、私はここで伺いたいと思っています。条例によらずに今この場

で決めるんだということだったので、都市計画に関わることだと思います。

○市民生活局 会長。

○会長 はい、はい、どうぞ。

○市民生活局 先ほどおっしゃられました火葬場については都市計画しかないというふうなことをおっしゃられました、建築基準法の51条の規定におきましては、火葬場を建設する場合は、都市計画で一応決定していなければならない、これが1点ございます。もう一点、建築指導課になるんですが、建築基準法の特定行政庁という、岡山市では建築指導課が都市計画審議会の議を経て、建築許可を出すというような手法が2つございます。この建築許可に際しましては、そこで火葬場が仮になくなったときに、ほかの用途でも使えるというようなことにもなっております。

行政が行う場合は、一度そこで火葬場というような、そういう施設を都市施設として始めた場合、将来的に変更は考えないというようなことが基本になってくると思いますので、行政が行う場合は専ら都市計画事業として進める、民間が行う場合は建築基準法の建築許可で対応しているというようなことが、大体他都市の事例でも多いものと考えておりますので、岡山市は今回は都市計画の事業で進めるということでございます。

過去に東山の斎場におきましては、既存の建て替えということで昭和56年に再整備というか、今の火葬場の建設を行っておりますが、そのときには後段の先ほど申しました建築許可というもので対応させていただいておりますが、そのときの都市計画審議会からの意見としては、今後岡山市が斎場を整備するに当たっては、都市計画事業で事業を進めるというような意見をいただいておりますので、岡山市はそれ以後、斎場整備につきましては、都市計画事業ということを念頭に検討を進めてまいったところでございます。

以上でございます。

○委員 会長。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 ずっとこの議論するつもりはないんですけど、私が納得がいていないのは、手続で都市計画の方法を使うのはいいですよと、それがルールなのであればね。ただ、岡山市が自ら火葬場をつくる場合は、国道から200m離れていることというルールをつくりました。手続上、最後に都市計画を経てるのは構いませんが、なぜそのルールを無視したところを場所にするのかということがわからない。だから、そのルールはどういう目的で、もともとつくられたんですかと一番最初にお伺いしたんです。200m離れなければならない

い理由は何なんですか。

○市民生活局 会長。

○会長 はい、どうぞ。

○市民生活局 これもかなり時代はさかのぼります。明治の初期に、日本で火葬が浸透してきた時代でございます。そのときに明治政府が定めた基準の中で、火葬場については人家から120間離せというような基準がございまして、200mの根拠がその120間から来て、約120間が216m程度になると思うんですが、その中で火葬場は人家から200m離せというような基準ができたところに200mの根拠があるようには考えております。岡山市は、今回の条例の中で200mというような基準は盛り込んでおりますが、そもそも宗教法人等が設置する火葬場に対して許可の基準をつくったものでありますので、行政が行うケースと宗教法人が行うケースは異なるものであるのかなとは考えます。

○会長 今のお話で、今回の場合は公共が行う都市計画施設としての火葬場であるということで、この墓地に関する条例については適用しないということですね。

○市民生活局 はい、さようでございます。

○会長 それで、この都市計画審議会に上がってきてるということですね。

○市民生活局 さようでございます。

○会長 はい。

○委員 会長。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 条例に当てはまらない、民間がやる場合は国道から200m離れていなさいよという民間のルールをつくっていますが、行政が今回やるものだから、都市計画でやるので、自らつくった条例のルールは当てはまりませんよという説明になると思うんですが、それでいいですね。

○市民生活局 適用されないということでございます。

○委員 会長。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 そのところに非常に矛盾を感じておりますので、岡山市は何度もお伝えしますが、自らつくったルールを当てはまらないところに今回の斎場を持ってきて、どちらも都市計画で指定はしていくんだらうと思うんですけれども、行政がやるからということで、条例を、自らつくったルールを違反ですよ。違反してるところにつくるんだとい

うことは指摘をさせていただきたいと思いますが。

○市民生活局 会長。

○会長 はい、事務局、どうぞ。

○市民生活局 違反ではございません。適用されないということですから、そもそも条例の審査の対象にはならないということです。民間の場合は、都市計画ではなしに建築許可というものの対応が一般的でございますので、条例に違反とは考えておりません。

○委員 会長、もう一個。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 すみません。民間の火葬場は都市計画に位置づけはしませんか、岡山市の場合、もし民間だった場合。

○会長 はい、どうぞ。

○市民生活局 民間の火葬場は建築基準法の建築許可ということになります。

○委員 会長。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 建築がスタートするかどうかではなくて、都市計画の中で、都市計画というのは都市に必要な施設を位置づけているということになりますから、民間のものは位置づけないということ、民間の火葬場であれば位置づけないということですか。ほかの都市なんかはどうですかということです。

○会長 はい、事務局、どうぞ。

○市民生活局 民間の場合は、岡山市の場合は、建築基準法の建築許可というもので対応するようになるかと考えております。ただ、岡山市の場合、先ほど言いました条例の許可の対象というものは宗教法人しかございませんので、民間の会社が火葬場を建設することは許可の対象というか、許可の申請ができません。

○委員 会長。

○会長 はい。

○委員 すみません。ほかの都市では、民間のもので都市計画にしたものはありませんかと聞いたんですけれども。

○市民生活局 はい、会長。

○会長 はい、どうぞ。

○市民生活局 そこは情報を持っておりませんので、お答えができません。

○委員 会長。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 わかりました。話ではあるというふうに、都会の東京のほうとかはあるというふうに伺ったりはしていますけれども、わかりました。今回整理させていただくと、岡山市は民間の方、宗教法人の方が建てる時には国道から離れていることということを課しながら、今回は0 mだよということで、適用しないという言い方はしましたけど、それは詭弁かなど。私たち市民にとっては非常に納得がいかないというところはお伝えしたいと思います。

○会長 いや、委員さんがおっしゃることで、今回のこの施設というのは、都市計画法上の公共施設として、都市計画の火葬場としてつくるといいますから、民間の場合とは違うということをまず。ですから、全く適用対象が違うということですね。そのところをご理解いただきたいと思います。

○委員 民間の場合と何が違うのかなというのを逆に思います。性質は同じではないかなというふうに思いましたので、お伺いしております。国道や民家から離れていくというのは迷惑施設だからかなというふうに思ったので、お伺いしました。

○会長 はい。

○委員 次に、懸念事項であります産廃の跡地だということについてなんですけれども、当初ももとは市の担当者もこの当該の土地については、産廃の跡地であることについて候補地になることは考えにくいというふうに発言をされていた議事録も残っておりまして、まださまざま不安は払拭されていない。たくさんの調査はしていただきましたけれども、そうなのかなというふうに思う中で1つお伺いしたのが、アスベストのことです。アスベストの石綿含有物が埋まっている位置については地図上で示されていましたが、これは非飛散性の石綿含有物という認識でいいでしょうか。飛散性のほうの石綿は埋まっていないということでしょうか。

○委員 会長。

○会長 はい。

○委員 すみません。都計審の会議にそぐわないようになっていきょうとを感じるんです。その議事進行のほう、ひとつお願いします。

○会長 はい。都計審の直接絡むことについての質問をお願いしたいというふうに思います。

○委員 会長さん、お伺いしたいんですけど、今回この都市計画審議会で、この場所に火葬場をつくっていいですかということを審議すると認識しています。私はこの場所は産廃の跡地であって、それについての不安が払拭されていないので、この場所に決定をするということについて疑義があるので質問させていただきたいと思っています。

○会長 結構です。直接的なことについてご質問お願いしたいと思います。

○委員 はい。ここの産廃は安定型の産廃ということで、5品目以外は埋まっていないということになっています。石綿含有物は5品目の中に入っているんですけども、その中に石綿含有物は飛散性ではないアスベストが含まれた工作物だということで、それほど危険性が高くないというふうに説明をされているんですけども、その中に飛散性のほうのアスベストは入っていないということでしょうか。

○会長 はい、どうぞ、お願いします。

○市民生活局 飛散性のある石綿というのは、産業廃棄物処分法の規定の中では特別管理産業廃棄物に該当しますので、安定型の処分場では処分はできません。管理型の処分場へ行く、もしくは焼却処分をするかというようなことになりますので、今回の非飛散性のアスベストが含有された建材というのは、瓦れき類に含まれる、一般的にわかりやすい表現で言えば、石綿スレートのようなもの、そういったセメントで成形されたような成形品がアスベスト含有建材として瓦れきの中で処分されているということでございます。

以上でございます。

○委員 もう一遍、会長。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 再度なんですけど、それ、別のステージで論議する内容だと思うんですよ、環境問題とか。だから、再度、会長にちょっと整理していただきたいんですけど、都計審の場ではなじまん論議になつとると思うんですよ。ここに立地するかどうかと、その土地の状況が合致するかどうかという論点、論議というのは、別ステージだと思うんですよ、産廃があるうんぬん。そのステージをもう一度お願いします。

○会長 ご質問の内容については、市のほうから提示された公述及び意見書に対する市の見解等の中で明確に記述されておりますので、基本的にここで改めてご質問させていただいて、それについて議論する必要があるのかどうかというのは、私も少し疑問に思います。

○委員 会長。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 この公述書の中で、事業に関することはまだ聞いてません。都市計画に関係するという市のほうが自ら分類されたほうのことをお伺いしておりますが1点、アスベストについてなんですけれども、この回答ではわからないのでお伺いをしています。アスベストについて、先ほどおっしゃられているように、飛散性のほうは管理型のほうに、安定型のほうには入っていないということなんですけれども、もし入っていたらどうなんだろうという視点です。いいですか、続けても。

○委員 このステージじゃなしに、環境問題での、都計審に、そのところを当局、はっきり見解出してくれ。都計審じゃなかろうが。

○委員 いや、だから都市計画に関係するページにちゃんと分類されていると私は認識していますが、それは違いますか。

○会長 いかがですか、事務局。

○市民生活局 会長。

○会長 はい、どうぞ。

○市民生活局 アスベストについてのご質問ですが、アスベストの飛散の調査というのは、土地利用調査の中でボーリングの作業の段階でアスベストの飛散調査というのはさせていただきました。ボーリングを穴を掘る中で出てくる粉じんがあります。その粉じんをある一定時間、扇風機のようなものを回してフィルターで捕捉させていただいて、そのものについてアスベストというような繊維状物質が含まれるかどうかというものをボーリング孔それぞれでさせていただいた結果、そういった繊維状の物質はほとんど検出されなかったということでございます。

世界保健機関が示すアスベストに対する健康被害に対しての記述なんですけど、一般環境中であっても、1 L空気の中へアスベストが1本程度あったとしても、それが人間が一生吸い続けて健康被害が生ずるようなものであるかということについては、1本程度であれば健康被害が生ずるおそれはないというような、世界保健機関は見解を示しております。今回の調査の中で出てきた空気を吹き込んだ量に対する繊維状の物質というのが、割り算した中で0.0017とかというような数字になりますので、この数字であれば健康に問題が生じるようなことはないと考えております。

それからもう一点、工事に際しまして、おっしゃられるようなアスベスト含有建材、そういうものが出てきた場合は、法に従いまして適正な処分を行うことを考えておりますので、周辺の生活環境に対してアスベストが飛散がするというようなことは生じさせない

というふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 確認したかったのは、すみません、調査で飛散性の調査されていましたが、ゼロではなかったんですよ。WHOの基準は大分下回っていますけどね。3万㎡ある中でボーリング調査で11カ所しかされていないので、十分かなという不安がずっとあるということはお伝えしたいと思いますが、一番気になっているのは、石綿含有物は埋まっている場所が届け出をされておりますけれども、石綿、廃石綿ですね、いわゆるアスベストについては、規制ができたのが平成3年、法規制なので平成4年7月から施行されていると思います。この安定型処分場が平成3年からの開始になるので、飛散性のアスベストも埋められていた可能性はあるのではないかと思ったので、お伺いしてるんですね。可能性としては、どうなのかということです。

もう一つ、石綿含有物については、平成18年の規制になるので、平成2年から稼働していた、この当該産廃の中で、どこに何が埋められているかというのは、平成18年まで本当にわからないなと思ってる場所でお伺いしています。

○委員 会長、再度、整理してください。都計審でこういう答弁しょうるけど、都計審の審議事項に該当するんですか。僕も以前、都計審におりましたけど、ちょっと内容が違うと思うんですよ。別のステージで論議するのをここの都計審の場で、あわせて重複して審議、論議すると。もしくは……。

○会長 先ほどご説明いただいた公聴会等の記録の中で、市の見解も調査結果も含めた形で明確に示されておりますので、恐らくこの件についてご質問をしても平行線になるだけで、同じことの繰り返しになると思います。それから、内容的にも少しずれるところがありますので、その点は十分にご配慮いただきたいというふうに思います。

○委員 都市計画法に基づいての審議会だから、それだったら公聴会に何でも上げとったら、それでこの場でステージで論議するということになると、都計審じゃないと思うんですよ。そこ、当局も答弁も含めて慎重に責任持って対応してください。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 すみません。アスベストにつきましては、資料の9ページの真ん中辺に書いてございます。万一何かございましたときには、処理基準に基づいて適正に処理いたしますというふうに明記してございますので、ご理解いただきたいと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 私が聞いたのは、これはアスベストの含有物のことしか記載がないので、アスベストそのものはどうですかというお伺いをしています。アスベスト含有物は平成18年に法規制があったというふうに記載してありますが、その。

○委員 会長、もう一遍だけ聞かせて。もうしつこいようで。当局、今課長の答弁済んだけど、公聴会とかこういうところにいろいろ意見が出てきて、陳述等あった、公述等があった場合、それを都計審で全部チェックして審議、論議していくというふうに理解すりゃあええん。僕は違うと思うよ。当局、そこ、責任持って答弁せられえ。別のステージでしょう。言われたから回答します。ここに上がりますと。ほんなら、公聴会とか、それで何でもかんでも、ぱっと上がってきてごらん。都計審もたんど。局長、ステージ違いますとはっきり責任持って、自信持って言われえ。

○都市整備局 今回公述書等で、さまざまな意見が出ております。市の当局としては、できるだけ詳細にといいますか、詳しく多岐にわたってご答弁させていただいておりますけれども、都市計画に定めるということについては、あくまでこの位置であったり、この場所に斎場の位置を定めるということですので、例えば先ほどのアスベスト等のことであれば、法令に基づいて適切に対処するという方向にさせていただいておりますので、あるかないのかという別の議論にしないようにしていただければというふうに思います。

○委員 会長。

○会長 はい。

○委員 どこが別の議論なんですか。すぐ近くに住民の方が住んでいるんでしょう。アスベストがちょっと検出されてるじゃないですか。今ゼロじゃないでしょう。この場所に決まていいんですかという話であれば、この場所に何が埋まっているかと聞くのは当然じゃないですか。都市計画に関係があるから、ここにちゃんと都市計画のところ分類をされているんでしょう。違うんですか。都市計画に関係があるから、この意見はこっちに分類されたんじゃないんですか。事業についてお話を聞いてるんじゃないですよ。

○委員 はっきり言い切れって、当局。

○委員 言うて。

○都市整備局 先ほどから申しておりますように、あるかないかの議論ではなくて、仮にあったとしても、それは法令に基づいて適正に対処をするというお話をさせていただいておりますので、そのことを踏まえた上でのご審議をいただきたいというふうに思います。

○委員 会長。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 あるかないかではなくてではなくて、可能性があるのではないかと新たな指摘をしているつもりです、私は。アスベスト含有物はもともと埋まっていますという今までの説明でしたけれども、アスベスト自体はどうだったんですかということを知っているんです。なぜならば、鑑定書がありますよね、土地を買うときの鑑定書。2社にお願いをされていますけれども、その2社にお願いしている1社のほうは、埋まっている中にアスベストそのもの、廃石綿という文字もあるわけですよ。アスベストの石綿含有物であれば、それほど飛散はしません、加工物だから。それは埋まっているところがここですよという指定をされています。廃止のときに業者のほうで提出をされている。だけど、廃石綿というのが鑑定書の中にもあったわけですけど、廃石綿もあるんですかという違う質問をしていますけど。

○委員 質問と答弁、かみ合うとらんですよ、会長。

○都市整備局 調査した結果では検出はされておりませんが、仮に今、委員さんがおっしゃられるように、仮にあったとしても、そのことは法令に基づいて適正に処理をさせていただきながら事業を進めることになるというふうに考えております。

○委員 会長。

○会長 はい。

○委員 じゃあ、仮にあったとしてもということでおさめるのであれば、アスベスト含有物の位置とアスベストそのもの、平成4年から規制をされてるけど、平成2年からの産廃になりますので、どこに埋まっているかはわからない。それについては、お認めになるのかどうかというのはお伺いしたい。出たときに対処するのは、ようわかりました。

○委員 それがこの場でやることじゃない。

○委員 都計審じゃから、もうちょっと理解せんと都計審めげてしまいうぞ。それ、別のステージだって。もうそれ以上言うんなら、わしも本気で言うぞ。

○委員 言うてください。なぜ聞くかという、そこを……。

○委員 いや、なぜじゃなしに、当局、はっきり答弁せえって。

○委員 認めるかどうかによって、そこがふさわしくないと思う。

○委員 発言、会長に許可とって発言して。

○委員 ごめんなさい。

○委員 それは誰も意見は聞きようらせん。質問を聞きようるだけじゃって、みんな。意見はええんですって、言わんで。

○委員 当局、答弁するから……。

○委員 質問だけ……。

○委員 違いますとはっきり言えよ、責任持って、自信持って。

○委員 ないなら、ないでいいですよ。

○市民生活局 今の改正法以前にどうかというようなことですが……。

○委員 いや、答弁するかせんか。都計審の該当か、何遍も言うけど。答弁するから、ずるずるいくんじゃろう。答弁するんなら、もうあくまでせえって。そこ性根を入れて物を言うてくれ。

○市民生活局 会長、どうすればよろしいでしょうか。

○委員 いや、どうすればって、答弁、ステージが違うんなら、違うと言いきらな。答弁するんなら、せられえ。

○市民生活局 先ほどからご質問されてる内容というのが、都市計画の位置であるとか適切な敷地の広さであるとかという観点からは少し違うような質問ではあるかとは考えます。ただ、敷地の特性で、こういった処分場の跡地であるということについての不安からのご質問であるかとは思いますが。その件につきましては、見解の中でもお示しさせていただいておりますが、現場でそういった事実が判明した場合は、法に従って周辺生活環境に影響が生じないよう適切に対応させていただくということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○会長 今、事務局のほうから発言ありましたように、個別的な問題について議論しますと幾ら時間があっても足りませんし、適切に対応するということは、ここの文章の中で明確に述べられておりますから、そのことを前提にお話いただいたほうがいいかなと思います。

○委員 会長。

○会長 はい。

○委員 いいですか。適切に対応するかどうかの以前の問題で、可能性はきちっとお認めいただけるのかどうかというのは大事なことだと思います。この周辺に住んでいる皆さんにとって、この場所に斎場ができる。これから工事に入るわけです。この都市計画審議会

で皆さんが賛成をなされて都市計画決定をしていったら、それはイコール工事に入るという段階なんですね。これ、今まで5年間たくさんの議論をしてきた中で、まだ不明点が残っているんで、ここでもう最後お伺いできないと思っています。工事をするときに飛散するかどうか。飛散した後に対処するだけだから、でしょう。対処って、そういうことですよ。今回3万㎡の中で11のボーリング、針のようなボーリングの中からもゼロではなかった、それでも。

○会長 いや、事務局、どうですか。もう一度……。

○委員 私が伺ったのは、さっき伺ったのは、平成4年からの法規制ですと。平成4年前までの2年に埋め立てが始まった、この産廃について、その間の空白の期間について、どのように認識しているんですかと。可能性はゼロではないと私は思うので、伺っています。その認識については、きちっとこの場で認めていただければと思います。

○会長 はい。

○都市計画課 すみません。最後にさせてください。認める、認めないではなくて、こちらにも書いてございますように、法改正以前の埋め立てなど把握してない箇所から確認された場合は、処理基準に従い、適正に処理いたしますというのが市の見解でございます。これが最後です。

○委員 はい、まだ。

○会長 よろしいですか。

○委員 会長。ほんなら、法改正以前の埋め立てについて把握してない箇所から確認された場合はということは、もしかしたら出るかもしれないということの位置なんですね、ここが、だから。私はそう思います。安定処分場……。

○会長 いや、ここに明確に書かれてるとおりでありますから。

○委員 都計審は自分の意見だけの主張しちゃいけないで。私物化しちゃいけないで。都市計画法に基づく審議会なんだから。

○委員 会長。この審議会は、先ほどからお伝えしていると思いますが、5年のいろんな歳月の一番最後のもうここが決定の場だと思いますので、不明な点は確認させていただきたいという立場でお話をさせていただいております。安定型処分場、産廃の跡地だということについては、今までいろんな検査をしてきた中でメタンガスのお話が出てたと思います。もう一つ、最後これをお伺いさせていただきたい。メタンガスが去年の8月と9月の

ところの調査で2,500倍になっていましたよ、でもそれは基準値以下なので大丈夫ですよ、ただ4.5%分出ています、また労働災害防止法の目安を超えてもいます。その後、この夏にも検査をしていると思うんですが、その結果どうだったのかというのを教えていただきたいです。

○市民生活局 はい。

○会長 簡潔にお願いします。

○市民生活局 メタンガスについてのご質問でございます。メタンガスについては、地下の工事を行う場合は、多くの場合、労働災害の火気による爆発であるとか火災であるとかという危険が生じるおそれがあることで規定が定められております。その中で、この夏の検査については、まだ結果が出ておりません。

○委員 答弁するから、ずるずるいくんで。都計審ぞ。都市計画審議会で。それになじむ答弁してくれ。

○市民生活局 夏の検査の結果はまだ報告は上がっておりません。

○委員 会長。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 なじむか、なじまんかといって、どうなんですか、会長。都市計画法では、この議題はおかしいですか。

○委員 おかしいから、わしが言よんぞ。別のステージの話よ。

○会長 というのは、今ここの細かい部分について、いろいろおっしゃってるんですけども、これに対する回答については、この文章の中に書かれてるわけですから。

○委員 書いてないことを聞いているんですけど。

○会長 いや、ですからそういった場合には適切に対応しますということは全てについて書かれているわけで、これが市としての公式な見解でありますから。

○委員 会長。

○会長 はい。

○委員 もう一つお伺いしたいのは、そのメタンガスについてですよね。爆発限界というのは何%なんですか。

○委員 それは関係ない。環境アセスとか……。

○委員 それは違うって。

○委員 ちょっと整理してくれって。

○委員 今回4.5%ってたしか出たんですよ。

○委員 もう書いとるから聞くというて、別のステージのことをそれだけ持ち込んでよ、さっきからずっと1人で発言しよんで。この場で質問すべき問題じゃないと。当局も答弁せんでもええ問題、答弁するから、こうなりようんじゃろう。別のステージですと、はっきり自信持って言われえ。

○委員 委員長、いいですか。会長、いいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 この件に関しては、市の当局側についての要は真摯かつ丁寧に説明をするということはずっと議会でもこれは言われてます、委員会の中でも。それは今、答弁をしてるのも、当然丁寧な説明というか、回答をしてると思うんです。それは本当に言われたとおりの回答というか、考慮されてる。だけど、少し論点がずれてる。

○委員 何で。

○委員 だから……。

○委員 議会、委員会……。

○委員 その辺の、要は議会や委員会じゃないんで、あくまでも都市計画法に対することなんで、その質問したいことはわかります。わかるよ。

○委員 何でというて。

○委員 わかるけど、細かい質問それから丁寧な回答も、そりゃいいです。ただ、いたずらに時間を費やすのであれば、別の要は委員会であつたり議会で質問するべき事案じゃないかなと思いますので、その辺は少し要点を整理してください。

○委員 会長。

○会長 はい。

○委員 もう委員会と混同しとるぞ。

○委員 委員会と混同しておりません。事業に関する意見は一つも今質問していませんし、都市計画で今回この場所にこの位置で決めてもいいですかという審議会でいいと思ってるんです。なので、この場所については賛成しかねると思っていて、このあたり、意見で回答がかぶってきてる中で、さらに書いていないから、まだ不安が払拭されていない部分についてお伺いしたという認識なんです。それがどうして論点がずれてるんですかね。

○委員 はい、委員長。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 すみません。都市計画審議会じゃなしに委員会とか環境アセスとか、そういうステージの問題で、都市計画審議会としては、やはりそれに特化した内容の審議、論議をするステージだと思うんですよ。何でもかんでも、このステージに持って入るということについては、一委員としても承服しがたいものがございます。委員長、審議の整理をお願いしたいと。

○会長 いや、ですから私申し上げているのは、今までご質問のあった内容については、これまでの公述の関係の書類の中に明確に書かれていますし、それから先ほど事務局からの説明の中で最初のところで説明もございましたから、もうこれ以上の詳細な話については、この場で議論するのはいかなものかというのが私の意見であります。

○委員 会長。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 そんなに、ものすごくたくさん聞きたいことを私なりにもすごく絞っているんですけど、この場所でメタンガスが2,500倍も発生したよという事実があって、その後の計画、その後のまた夏に去年の夏ですそれは、2,500倍になった。12日間でメタンガスが発生してるのではないかという指摘を受けて、また平成29年の夏にも観測をしますというふうに書いてあったので、お伺いしたりしてるんですけども。

○委員 それがおかしいと、さっきから指摘されようるんだから。

○会長 ですから、ここで書かれてるのは、全ての事柄について、そういった問題が起こった場合には適切に対処しますというふうに書かれて、それが全てだと思うんです。そのことは市のほうで明確に明言しておりますから、それ以上のことを議論しても、結局同じ結論になるだけだと思うんです。その点、ご配慮いただきたい。

○委員 次の質問……。

○委員 わかった。はい、会長。何を聞いても、じゃあ全て対応します、どんな事故があっても対応しますということで、もうこれ以上質問しても意味がないというのであれば、今やめます。ただ、安定型処分場ということについては、たくさんの鑑定書が出ていて、5品目以外に混入する可能性について排除できないという判決がたくさん、調べただけでも5個も6個も出ていますよね。安定型処分場を建設差し止め、稼働差し止め、または弁護士さんたちの団体が安定型処分場というものについての危険性も訴訟で出されている。それだけ危険な処分場の上に今回ここは都市計画決定をして火葬場をつくるんだという事実については、私はどうしても承服しかねる。

この安定型処分場については、遮断壁はないし、そのまま素掘りのところにいろんなごみが入っている。99%瓦れきということだけで1%は何なんだという話の中で、そういったものからメタンガスも出てくるのかもしれないし、そういう危険性については、今後安定型処分場はやはり安定型処分場として管理をするべきだというふうに強く思います。ましてや近くに住民の方がたくさん住んでいるということについて、この方々の不安が払拭されることはない。私としてはそのように思いますので、2つ、アスベストとメタンガスについて今回伺いをしたかったという趣旨になります。ただ、何が出ても、全部対応する。ある安定型処分場ではヒ素まで出て、爆発して作業員が3名亡くなったという事件も福岡ではありましたよね。その辺のことは指摘をしたい。

○会長 申し訳ないですけど、ご意見として伺いますけども、他の地域の事例を引き合いに出して、それでこの場所がまさにそうであるかのような話をされるとするのは、私いかなものかなという気がいたします。市としては、この場所について十分な調査を行って、それでこの都市計画火葬場をつくるということについては、現時点では特段の支障は見出せない。それから、今後実際に整備を進めるに当たって問題が起こった場合には、全ての事柄に対して適切に対応しますというふうなことを言ってるわけですよね。ですから、もうそれしか言いようがないと思いますんで。

○委員 はい、わかった。会長。

○会長 はい。

○委員 会長、すみません。ちょっとよろしいですか。

○会長 はい。

○委員 申し訳ないんですけど、会長名で招集いただいているのでは、1時間半程度というふうに聞かせていただいております。こちらの委員さんはどうも聞きようの限りでは反対の意見じゃないかなというふうに聞こえるんで、ほかの方のご意見も聞いていただいて、そろそろ採決をとっていただきたい時間じゃないかなというふうに思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

○会長 はい、申し訳ございません。進行の不手際ございました。

ほかの委員さん方からご意見ございますでしょうか。

特にございませんですか。

○委員 もう一個だけ、最後意見だけ。

○会長 じゃあ、手短に。

○委員 もう一個、手短に。皆さんの時間をいただいているのは本当に申し訳ないと思うんですけど、会長、すみません。市が、すみません、手短に言います。いろんなあれをして、してくださって、丁寧にしてくださっているのも、ようわかっています。もう一つ、斎場が必要だということもよくわかっています。ただ……。

○委員 自分の個人の意見、言う場じゃねえんじやから、ちょっと整理してくれって、ほんま。

○委員 審議、これ、賛否とるんですよ、会長。

○会長 何ですか。

○委員 賛否。

○会長 賛否、もちろん決をとります。

○委員 その中で、すみません、これほど危険があると私個人的には思っている中で、行政が言う、たくさんの調査についても、疑問の目を持つことは大切だと思っています。メタンガスが2,500倍になっているということ自体は事実です、会長。今後このまま進めていくということであれば、市が責任をとるということであるんだろうけれども、1つだけこの場で意見を言わせていただきたかったのは、これほどの大きな決断を地元の町内会の方々が納得をしていないという、その根拠が平成24年9月29日の地元の臨時総会があったんですけど、その前に一度も市は説明会を行わなかったという事実だけはお伝えさせていただきたかったと思います。

これはもう市も認めておりますし、総会の前に3枚しか資料を出していない。こういったことについて、そういう説明の中で、これを町内会は決めていかざるを得なかった。とても少ない3枚の情報の中で決めていかなきゃいけなかったということで、それがいまだにこれだけたくさんの住民の方の強い反対を生んでいるんだということは、この場でお伝えをさせていただきたいと思います。

今後ここに書いてありますけど、コミュニティーの醸成については努力をさせていただきますというふうに言われているんだけど、どういうふうに醸成するのかなというのをすごく思いましたし、迷惑施設というものをつくる時の段階、これについて市はこれを非常に反省をして、こういうことが二度とないようにということは今後考えていただきたいというふうに思います。これはお伝えをして、私自身はこういう市の拙速な、町内会に決めていただいて、10月に催促してる文書も出てますからね。9月に出して、9月15に提案をして、9月29の総会で決めて、その10月のときに岡山市が早く決めないと……。

○会長 申し訳ないですけど、手短にお願いいたします。

○委員 わかった。そこまでして、こんな大きなことを町内会に押しつけたというふうには思っているのですが、この都市計画決定に対して、この場所につくるということについては、私は承服しかねるということはお伝えしたいですし、もう会長にもしっかり考えていただきたいし、市民の皆さんにもどういう手続でこんなことになってるのかなというのは、是非考えていただきたいというふうにすごく思います。

○会長 はい、それではほかに……。

○委員 会長、もう一件、じゃあ。

○会長 はい、どうぞ、どうぞ。

○委員 発言すべきかどうかちょっと悩んだんですけど、今発言したことに對して、私はこのような学区へもう24時間365日住んでます。当然住民は、要は先輩もいれば後輩もいれば、いろんな方が私はもう一緒にここに住んで、いろんな方と当然意見も激論も交わってます。その中で、これ、本当、都計審には関係ない、今ご意見だったと思うんで、大変恐縮なんですけど、反対をしている方が確かに事実おられるのは、もうこれは事実でございます。ただ、町内会へ押しつけたとか、それについては少し異論があります。町内会へ別に押しつけたわけでもない。確かにいろんな決め方がいろんな形で正しかったか正しくなかったかという意見はありますが、ただただ住民の中で誰ひとり手を挙げて、もろ手を挙げての賛成はいません。賛成はいないけど、これは4町内会の中でいろんな話をしながら、協議をしながら、容認という形をとっております。もろ手を挙げての賛成の方なんか誰ひとりいません。

ですから、それともう一つ訂正で、この土地については安全ではないから議事録に上がってますというのは、これは議会でも委員会でもこの言葉はなかったはずですよ。これは議事録にはない。議会の中ではない。それを訂正してください。ですから、そういった形で、いろんな賛成あり反対あり、賛成というか、容認ありという、確かにコミュニティーがどうのこうのという話であります。ただ、これについては市がやるわけじゃないんです、コミュニティーなんか。地域住民がやらなくちゃいけない問題なんです。ですから、この場でコミュニティーがどうのこうのという議論をすべきことではない。

例えば、検査方法、11本しかしませんでしたと。これもあくまでもガイドラインにのっとってやってることなんで、じゃあ何本が適正なのか。全部掘ることが適正なのか。しかし、市としてはガイドラインに沿ってやってることなので、これについて性善説として考

えなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は思っております。ですから、いろんな意見はありますが、コミュニティーについては、もう全然ここで議論することではないので、今、都市計画として適正なのか適正じゃないのか、その議決をここでお願いをしたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。

○委員 会長、訂正だけ。

○会長 極めて手短にお願いいたします。

○委員 訂正だけ。

○会長 はい。

○委員 極めて手短に。この土地がもともと候補地じゃなかったよという議事録については、市民文教委員会に出た資料の中にありますので、そこは訂正じゃなくて、補足をさせていただけたらと思います。

○会長 はい、それではほかご意見ございませんでしょうか。ほかの委員さん方、よろしいでしょうか。

○委員 僕も1つだけ。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 すみません。都市計画審議会の議かどうかということを目指しましたが、私たち市民を代表する議会の委員、誰ひとりとして地元の皆さんのことを、安心・安全、これを考えずに発言しよう議員はおりません。そういうふうなことを大前提として審議、論議させていただいてるんです。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。

それでは、この議案について決をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、第1号議案、岡山県南広域都市計画火葬場の変更について、当審議会として原案のとおり承認するというので、賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（会長を除く16名の出席委員の内、15名が挙手）〕

○会長 はい。それでは、この本件につきましては、賛成多数ということで、原案のとおり承認するものとしたしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後3時41分 閉会

～ ～ ～（閉会）～ ～ ～